

# 中原警察署からのお知らせ

暗号資産に関するトラブルにご注意ください!

金融庁・財務省での登録の有無など、  
暗号資産交換業者の情報を確認しま  
しょう。

マッチングアプリ等で知り合った人  
から投資の勧誘を受けても安易に投  
資しないようにしましょう。

## 投資話は慎重に!!

SNSで知り合った異  
性から話を持ち掛けら  
れるパターンがほとん  
どです!



○暗号資産は、日本円やドルなどのように国  
がその価値を保証している「法定通貨」では  
ありません。インターネット上でやり取りさ  
れる電子データです。

○暗号資産は、価格が変動することがありま  
す。

暗号資産の価格が急落し、損をする可能性  
があります。

### 相談窓口

- 1 暗号資産を含む「金融サービス」に関するご相談  
金融庁 金融サービス利用者相談室  
0570-016811
- 2 「不審な電話」などに関するご相談  
消費者ホットライン  
188  
警察相談専用電話  
#9110